

操舵装置の動力装置用電動機の間欠負荷定格に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

改正事項

操舵装置の動力装置用電動機の間欠負荷定格に関する事項

改正理由

操舵装置の動力装置用電動機の定格は、一般的に国際規格である *IEC 60092-204* 及び同規格を基にした *JIS F 8079* を参考に、*IEC 60034-1* 及び *JIS C 4034-1* に定める断続使用を前提とした間欠負荷定格として設計されている。

この程、*IEC 60092-204* の廃止に伴い、*JIS F 8079* の廃止が検討されており、操舵装置の動力装置用電動機を間欠負荷定格として設計する根拠がなくなる可能性がある。このため関連業界より、上記規格と同等の要件を本会規則に取入れることが要望されていた。

本会では、これまで操舵装置の動力装置用電動機を間欠負荷定格として取扱っており、十分な実績もあることから、*JIS F 8079* を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

操舵装置の動力装置用電動機の定格として、*IEC 60034-1* 及び *JIS C 4034-1* に定められる、断続使用に応じた間欠負荷定格が適用できるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 D 編 D15.2.7